

(08)

午後の部

第三十七問 答案用紙

受験地

受験番号

氏名

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第1欄

【登記の事由】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

【登記すべき事項】

第2欄

【登記の事由】



第2欄 (続き)

【登記すべき事項】

【添付書面の名称及び通数】

第3欄

【登記することができない事項】

【理由】

【登録免許税額】

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(08)

午後の部

第三十七問答案用紙